

## 吉川市土砂等及び資材運搬に関する指導要綱

平成8年3月29日

告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、土砂等及び資材運搬に伴う道路又は道路の付属物(以下「道路」という。)の損傷又は汚損を防止し、もって良好な生活環境の保全と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋め立て、盛土若しくはたい積又は土木用資材の用に供するものをいう。
- (2) 資材 建築行為の用に供するものをいう。
- (3) 事業 事業区域内への土砂等の運搬又は建築資材の運搬をいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (5) 事業主等 事業に係る工事請負契約の注文者又は事業区域の土地の所有者若しくは当該土地の管理を主体的に行っている者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、国、地方公共団体等が行う事業を除き、土砂等の運搬については土地の面積が300平方メートル以上のもの、資材の運搬については建築物の延べ床面積が500平方メートル以上のものについて適用する。

(事業主等の責務)

第4条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、次に掲げる事項について、その責任と負担において、誠実に処理するものとする。

- (1) 事業区域に関係する道路、水路、橋等を損傷しないよう注意し、損傷した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに市長に報告し、その指示を仰いで自らの責任において原形に復すること。
- (2) 隣接する土地所有者その他の者から苦情等が出ないように配慮し、苦情等が生じた場合は、誠意を持ってその解決に当たること。
- (3) その他環境の保全

(協議等)

第5条 事業主等は、事業を施行しようとするときは、あらかじめ隣接する土地の所有者及び周辺住民に当該事業計画を十分説明するとともに、市長と協議をしなければならない。

2 前項の規定により協議をしようとするときは、事業開始15日前までに事業計画(変更)協議申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画の承認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該事業計画が適当と認めるときは、事業計画(変更)承認通知書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 事業主等は、前条の規定による事業計画の承認を受けた後において当該事業計画を変更しようとするときは、速やかに市長に変更の協議をしなければならない。

2 前項に規定する事業計画の変更の承認については、前条の規定を準用する。

(改善勧告)

第8条 市長は、事業主等が第4条の規定に従わないとき又は第5条第1項に規定する協議をしないで事業に着手したとき若しくは事業主等が承認を受けた事業内容に反して事業を施行しているときは、改善勧告書(様式第3号)により必要な措置を執るよう指導勧告することができる。

(完了報告)

第9条 事業主等は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(様式第4号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

## 中川・綾瀬川流域整備計画実施要領（抜粋）

昭和58年8月策定

平成12年7月改定

表 - 1 保水地域における対策実施基準

対 象	対策の方法	対策の基準及び内容
新規開発地	流出抑制施設の設置	大規模開発（1.0ha 以上） 950 /ha に相当する流出抑制施設を設置する。
		小規模開発（1.0ha～0.05ha） 500 /ha に相当する流出抑制施設を設置する。
		ミニ開発（0.05ha 未満） 各戸貯留（浸透）施設等の設置に努める。

表 - 2 遊水地域における対策実施基準

対 象	対策の方法	対策の基準及び内容
新規開発地	流出抑制施設の設置	遊水地域において新規開発行為を行う場合には、保水地域と同様の流出抑制施設を設置する。また開発により湛水被害拡大の恐れがある場合には別途必要な対策を講じるものとする。

表 - 3 低地地域における対策実施基準

対 象	対策の方法	対策の基準及び内容
新規開発地	流出抑制施設の設置	大規模開発（1.0ha 以上） 950 /ha に相当する流出抑制施設を設置する。また開発により湛水被害拡大の恐れがある場合には別途必要な対策を講じるものとする。
		小規模開発（1.0ha～0.05ha） 500 /ha に相当する流出抑制施設を設置する。
		ミニ開発（0.05ha 未満） 各戸貯留（浸透）施設等の設置に努める。

吉川市環境保全条例・吉川市環境保全条例施行規則 【関係部分抜粋】

<p>吉川市環境保全条例 平成10年3月23日 条例第13号</p>	<p>吉川市環境保全条例施行規則 平成10年9月28日 規則第38号</p>
<p>第2節 排水の浄化 (定義) 第12条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 生活雑排水 台所、風呂場等から排出される生活に係る排水でし尿を除くものをいう。 (2) 事業排水 事業活動に伴う排水をいう。 (適用範囲) 第13条 この節は、建築物の新築、改築又は増築により、公共用水域に生活雑排水又は事業排水を排出しようとする者に適用する。ただし、次に掲げる者を除くものとする。 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項に規定する公共下水道の供用開始が公示された区域において、公共下水道に生活雑排水又は事業排水を排出しようとする者 (2) 農業集落排水事業により整備された農業集落排水施設に生活雑排水を排出しようとする者 (排水の浄化) 第14条 市民は、生活雑排水を公共用水域に排出しようとするときは、規則で定める浄化装置(以下「浄化装置」という。)を設置して排出するものとする。 2 事業者は、事業排水を公共用水域に排出しようとするときは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)その他の関係法令の規定に基づき事業排水の処理に係る措置を講ずるべきこととされている場合を除き、浄化装置を設置して排出するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が指定した区域内において、公共用水域に生活雑排水又は事業排水を排出しようとする者は、規則で定める方法により処理してから排出しなければならない。 (排水の排出に係る助言又は指導) 第15条 市長は、生活雑排水又は事業排水を排出している者が前条第1項、第2項又は第3項に規定する措置を講じていないと認めるときは、その排出者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。 第3章 生活環境の保全 第1節 空閑地における雑草類の除去 (定義) 第16条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 空閑地 等現に人が使用していない土地又は人が使用している土地でその管理の状態が空閑地に等しいものをいう。 (2) 占有者等 空閑地等の占有者又は管理者をいう。 (3) 危険状態 空閑地等に雑草(これに類似した低木を含む。以下同じ。)が繁茂し、又は枯草が</p>	<p>(生活雑排水を排出しようとするときに設置する浄化装置) 第4条 条例第14条第1項の規則で定める浄化装置は、生活雑排水又は事業排水を専用に処理するもので、2槽又は3槽構造により生活雑排水中又は事業排水中のごみを沈殿させ、かつ、油分を分離又は除去できる構造のものとする。 (市長が指定した区域内における生活雑排水又は事業排水の処理方法) 第5条 条例第14条第3項の規則で定める方法は、合併処理浄化槽による処理とする。ただし、市長が認めた場合は、前条に規定する浄化装置による処理方法に替えることができる。</p>

密集し、若しくはたい積し、かつ、それらがそのまま放置されているため悪疫、火災、犯罪又は廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるような状態をいう。

(占有者等の責務)

第17条 占有者等は、自らが占有し、又は管理する空閑地等が常に危険状態にならないように努めなければならない。

第2節 土砂等による土地の埋立て等の規制

(定義)

第21条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て(土地の掘削後の埋立てを含む。)、盛土その他の土地への土砂等のたい積をいう。

(2) 土砂等 土砂、岩石その他土地の埋立て等に供されるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(3) 一時たい積 他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う埋立て等をいう。

(4) 事業主 市内で埋立て等の事業を行う者をいう。

(5) 事業施工者 事業主から埋立て等の施工を請け負った者(その者から下請けした者を含む。)をいう。

(適用範囲)

第22条 この節は、埋立て等を行う区域(以下「事業区域」と言う。)の面積が500平方メートル以上の場合(事業区域の面積が500平方メートル未満で、当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施行する日前1年以内に同一事業主によって埋立て等が施行され、施行中の面積と合算した面積が500平方メートル以上の場合を含む。)について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する埋立て等については、適用しない。

(1) 規則で定める許可又は認可を受けて行う埋立て等

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等

(3) 国又は地方公共団体が行う埋立て等

(埋立て等における規制)

第23条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、埋立て等に係る施工基準(以下この節において「施工基準」という。)を遵守しなければならない。

(適用除外)

第8条 条例第22条第2項第1号の規則で定める許可又は認可を受けて行う埋立て等は、次の各号に掲げる許可又は認可とする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条、第14条第1項若しくは第2項若しくは第71条の2の認可又は第76条の許可

(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の許可

(4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条の許可

(5) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年埼玉県条例第64号)第16条の許可1

2 技術基準

(1) 共通事項

ア 事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水その他の地表水を適正に処理すること。

2 前項の施工基準は、埋立て等により、周辺地域への災害、通行の危険その他安全で快適な生活環境の保全上の支障が生じないように規則で定める。

(埋立て等の届出)

第24条 事業主は、埋立て等を行う場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 埋立て等に使用する土砂等の採取場所
- (5) 埋立て等の施工期間
- (6) 埋立て等の施工方法
- (7) 事業施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (9) 施工に用いる機械の種類と数
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等が一時たい積である場合にあっては、事業主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで、第8号及び第9号に掲げる事項
- (2) 一時たい積に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
- (3) 一時たい積に使用される土砂等のたい積の構造
- (4) その他規則で定める事項

第5節 電波障害の防止

(定義)

第49条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同法第88条に規定する工作物で、規則で定めるものをいう。
- (2) 受信障害 中高層建築物等の建築により、テレビ放送電波がさえぎられ、又は反射することによりその受信に支障を来たすことをいう。

(受信障害の事前調査)

第50条 中高層建築物等を建築しようとする建築主(以下単に「建築主」という。)は、その中高層建築物等による受信障害の発生予測を事前に調査しなければならない。

2 建築主は、前項の規定による調査の結果を中高層建築物等の建築開始の日前までに市長に報告しなければならない。

(受信障害の防止)

第51条 建築主は、前条第1項の規定による調査の結果、周辺地域に受信障害が生ずるおそれがある場合は、受信障害を受けることとなる受信設備の所有者その他関係者と事前に協議し、正常な放送電波を受信できるための必要な措置を講じなければならない。

この場合において、放流先の排水及び利水施設に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

イ 隣接する道水路が2以上あるときは最も高い道水路を基準とすること。

(2) 埋立て又は盛土

エ 農地以外

事業完了時において、隣接する道路の車道面より30センチメートル以上上げないこと。ただし、砂利道にあっては、45センチメートル以下とする。

土留めの高さは、埋立て等の高さ以上とし、土圧に耐えるものであること。

土留めを行わない場合は、のり面を30度以下とし、十分に締め固めを行うとともに、隣接地及び道水路に土砂等が流出しないような措置を講ずること。

(中高層建築物等)

第29条 条例第49条第1号の規則で定める建築物又は工作物は、別表第2に掲げる高さを超える建築物又は工作物及び別表第2に掲げる高さを超える建築物又は工作物と同一敷地内の建築物又は工作物とする。

(調査結果の報告)

第30条 条例第50条第2項の規定による調査の結果は、電波障害事前調査報告書(様式第18号)により行うものとする。

#### 第4節 環境保全協定

(定義)

第68条 この節において「環境配慮事業」とは、環境の保全を図る上で配慮を必要とする事業で、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 廃掃法第14条第1項若しくは第4項又は第14条の2の許可を受ける事業（産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うための許可にあっては、積替え又は保管を行う場合に限る。）
- (2) 廃掃法第15条又は第15条の2の4の許可を受ける事業
- (3) 製造業を営む事業（規則で定める施設を有しない事業にあっては、当該事業所の敷地面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）
- (4) その他市長が環境保全協定を結ぶ必要があると認める事業

2 この節において「環境配慮事業者」とは、環境配慮事業を実施しようとする者をいう。

(手続の時期)

第68条の2 次条から第68条の8までに規定する環境配慮事業に係る手続は、当該環境配慮事業に係る諸法令に基づく許認可申請前までに行うものとする。

(計画書の提出)

第68条の3 環境配慮事業者は、環境配慮事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事業予定地の所在及び面積
- (3) 環境配慮事業及び環境対策の内容
- (4) 事業予定地の周辺の状況
- (5) その他規則で定める事項

(地域説明会)

第68条の4 環境配慮事業者は、前条の計画書を提出した後、規則で定める者を主たる対象とした説明会を開催し、環境配慮事業についての意見を聴取し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 環境配慮事業者は、前項の説明会を開催しようとするときは、規則で定めるところにより説明会の期日と場所を周知しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する説明会に市職員を出席させることができる。

4 市長は、必要と認める範囲において、環境配慮事業者に対し、説明会の再実施を求めることができる。

(対象施設)

第36条 条例第68条の規則で定める施設は、別表第5に掲げる施設とする。

(計画書)

第37条 条例第68条の3の規則で定める計画書は、次の各号に掲げる書類及び図面を添付し、環境配慮事業実施計画書(様式第22号)によるものとする。

- (1) 事業予定地の位置図及び案内図
- (2) 計画平面図
- (3) 計画立面図

2 条例第68条の3第5号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 設置する施設又は使用する機械の種類、数及び出力又は能力
- (2) その他市長が必要と認める事項

(地域説明会の対象者等)

第38条 条例第68条の4第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 事業予定地の属する自治会等の区域に住所を有する者
- (2) 事業予定地の敷地境界から200メートル(ばい煙、粉じん、臭気その他周辺への影響が広範囲に及ぶおそれのあるものが生ずる事業にあっては500メートル)以内に存する自治会等の区域に住所を有する者
- (3) 事業予定地の敷地境界から100メートル以内に存する事業所の事業主
- (4) その他市長が必要と認める者

2 条例第68条の4第2項の規則で定める方法は、説明会を開催しようとする日の20日前までに、自治会等の区域に住所を有する者には自治会等を代表する者に、事業所にはその事業主に書面で通知するものとする。

3 環境配慮事業者は、条例第68条の4第1項に規定する報告を、当該説明会の開催の日から7日

(意見書)

第68条の5 市長は、前条第1項の報告を受けた後、規則で定めるところにより、環境配慮事業者に対し、環境配慮事業の実施に当たり周辺環境の保全のために要請する事項を記載した書面(以下「意見書」という。)を送付するものとする。

(環境配慮事項の協議)

第68条の6 前条の意見書の送付を受けた環境配慮事業者は、意見書に記載された事項について市長と協議しなければならない。

(手続の特例)

第68条の7 環境配慮事業のうち、第68条の3から前条までに規定する手続を要しないと規則で定める事業にあっては、当該手続に替えて、市長は、環境配慮事業者と環境配慮に係る必要な協議を行うことができる。

2 前項の場合において、環境配慮事業者は、第68条の4に規定する説明会の対象となる者に、当該環境配慮事業の概要を周知するよう努めるものとする。

(環境保全協定)

第68条の8 環境配慮事業者は、第68条の6又は前条第1項の規定による協議に基づき、市長の求めに応じて、市と環境保全協定(以下「協定」という。)を結ばなければならない。

(手続の再履行)

第68条の9 市長は、環境配慮事業者が前条に規定する協定を締結した日から2年を経過してもなお環境配慮事業に着手しない場合には、再び第68条の3から第68条の6まで及び前条に規定する手続を実施することができる。ただし、当該環境配慮事業に係る諸法令に基づく許認可申請を行っている場合はこの限りでない。

(環境保全協定の特例)

第68条の10 市長は、第68条の8に定める場合のほか、次の各号に掲げる場合においては、環境配慮事業者以外の事業者と協定を結ぶことができる。

(1) 環境配慮事業者以外の事業者又は市民から協定締結の要請があり、その必要性があると認めるとき。

(2) 第64条の勧告又は命令に基づく改善措置に関して協定を結ぶ必要があると認めるとき。

(3) その他協定を結ぶ必要があると認めるとき。

(締結証)

第68条の11 事業者は、市と協定を締結した証

以内に、地域説明会開催報告書(様式第23号)により行わなくてはならない。

(意見書)

第39条 条例第68条の5の規則で定める意見書は、環境配慮事業意見書(様式第24号)によるものとする。

2 前項の意見書には、別表第6に掲げる項目のうちから、当該環境配慮事業に対し要請する事項を記載するものとする。

(手続の特例)

第40条 条例第68条の7の規則で定める事業は、製造業を営む事業であって別表第5に掲げる施設を有しないものとする。

2 条例第68条の7の規定を適用する場合には、環境配慮事業者は、市長に環境配慮事業協議書を提出するものとする。

3 第37条の規定は、前項の環境配慮事業協議書について準用する。この場合において、「環境配慮事業実施計画書」は「環境配慮事業協議書」に読み替えるものとする。

4 様式第22号中「環境配慮事業実施計画書」は「環境配慮事業協議書」に読み替えるものとする。

5 市長は、第2項の環境配慮事業計画書の提出があった後、環境配慮事業者に環境配慮事項要請書(様式第25号)を送付するものとする。

6 第39条第2項の規定は、前項の環境配慮事項要請書の場合において準用する。

(締結証)

第41条 条例第68条の11の規則で定める締結

として規則で定める締結証を、当該事業所内に掲示しなければならない。

(事実の公表)

第68条の12 市長は、協定を遵守しなかった事業者について、その事実を公表することができる。

附 則 (平成14年条例第30号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

証は、環境保全協定締結証(様式第26号)のとりとする。

別表第5(第36条、第40条関係)

- 1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)第4条に規定する施設
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条の2に規定する施設
- 3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条に規定する施設
- 4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条の2に規定する施設
- 5 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1に掲げる施設(同表13の項に掲げる施設を除く。)で、排出ガス量(設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で気圧が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計)が5,000立方メートル以上となる施設
- 6 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設(同表第1号、第72号及び第73号に掲げる施設を除く。)で、当該事業所から排出される1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上となる施設
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第5号に掲げる施設

別表第6(第39条関係)

- 1 公害の防止
- 2 公害苦情対応
- 3 測定・調査
- 4 事故時の措置
- 5 交通関係
- 6 資源・エネルギー
- 7 廃棄物対策
- 8 緑化・緑地保全
- 9 生物生態保護
- 10 景観調和
- 11 環境美化
- 12 情報公開
- 13 その他環境保全に必要な事項